

Lectures

東京外国語大学海外事情研究所講演記録集 1

東アジア 歴史とその和解を考える

History and Reconciliation in East Asia

東京裁判とサンフランシスコ平和条約の視点から

From the viewpoint of Tokyo Trials and San Francisco Peace Treaty

内海愛子

Aiko Utsumi

菊池陽子 編

Yoko Kikuchi



東アジア 歴史とその和解を考える —東京裁判とサンフランシスコ平和条約の視点から—

講演者：内海 愛子
(大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター・所長)

編集：菊池 陽子
(東京外国語大学大学院総合国際学研究院)

2019年12月3日、**科学研究費 基盤研究 A「批判的地域主義に向けた地域研究のダイレクティブ」研究会**の一環として、東京外国語大学に内海愛子先生をお招きして、上記のご報告をお願い致しました。本研究会は、本学学生、教員だけではなく一般の方々にも参加していただく公開研究会として開催されました。当日は約100名が参加し、内海先生のご報告に続いて、質疑応答を行いました。

内海先生は、これまで、戦後補償や朝鮮人BC級戦犯についてご研究をなさるとともに、マイノリティの人権を尊重するための活動にも深く関わってこられました。今回は、近年、特に日本と韓国の間において歴史認識や和解をめぐる双方の主張が対立し、政治外交問題になっている状況において、問題の原点を見直すことを提起して下さったご報告でした。学生にとっては、知らなかったことばかりだったようで、**主体的に見ようとしないと見えないことがいかに多いか、歴史を知らずに現実を解釈し判断することの恐ろしさ**などを考える貴重な機会となりました。何十年も積み残してきた問題を解決できていない現状にたじろぎますが、「一つ一つ積み上げていくしかない、当事者の証言に耳を傾けることはできる」という内海先生からのメッセージは強く心に響きました。

ここにご報告の記録を掲載いたします。当日、配布されたレジュメなど、資料を加えています。[]内は、読者の便宜のために補った説明です。ご報告者である内海先生をはじめ、本研究会開催にご尽力下さった本学教員の金富子先生、小川英文先生（科研代表）、李孝徳先生、準備や本稿の文字起こしを担当して下さいました海外事情研究所のスタッフの方々、ゼミの学生に、この場を借りてお礼申し上げます。

(編集・司会：菊池陽子)



■ 軋む日韓関係の中で ■

ご紹介いただきました内海と申します。

学生のみなさんは、何年生まれですか。

[会場より：1997年] 1997年生まれですか。

今日は、途中で、朝鮮人韓国人の傷痍軍人軍属たちが補償を求める運動のドキュメンタリー『忘れられた皇軍』（日本テレビ、1963年・大島渚監督）を見ていただきます。50年以上前の東京（渋谷や国会周辺）の光景や当時の雰囲気が出されます。

戦後、私たちがアジア太平洋戦争をどう学び、反省してきたのか。多くの犠牲者の無念を未来に生かそうと、「平和憲法」を手を、民主主義を学んで戦後を生き抜いた私たちですが、日本軍が侵略、占領したアジアの人びとの犠牲、被害をどこまで考えていたのか、知っていたのか。それを問われたドキュメンタリーです。

今日は韓国、中国が中心ですが、なぜ、いま、韓国の人たちが日本に謝罪と補償を要求するのか。もう終わったのではないのか、解決済みの問題を持ちだして……、そう思っている人もいるでしょう。テレビのワイドショーは、韓国内の動きを積極的に取り上げて連日、韓国を揶揄するように報じていました。こうした報道は、2018年10月30日、韓国の大法院が、戦時中に日本製鉄（現：新日鉄住金）に動員された朝鮮人元徴用工に、損害賠償を認める判決を下したことから、表面化しました。

「解決済み」と主張する日本政府は、この判決に対して輸出管理の優遇措置対象国（「ホワイト国」）から韓国を外す措置を発動（2019年8月28日）しました。これに対抗するかのよう、韓国政府は日韓の軍事情報包括保護協定（GSOMIA）の破棄を決めるなど、政府間の応酬へと発展していきました。こうした悪化の「根本は徴用工判決にある」、『毎日新聞』は社説でこう指摘していました（2019年8月29

日）。

「終わった」との結論で思考を停止するのではなく、韓国の被害者は何を訴えているのか。被害者の訴えに耳を傾けながら、歴史を見つめなおすと、そこから、日韓関係で提起されている問題が見えてくると思います。今日は、大学生大学院生の皆さんと一緒に、歴史事実を学び、何が問題なのか、その解決への道筋を考えたいと思います。

いま、ギクシャクしている日韓関係ですが、何が問題になっているのか、はじめに簡単に説明しておきます。

2018年10月30日、韓国の韓国大法院〔韓国の最高裁判所〕は、戦時中に日本製鉄（現：新日鉄住金）に動員された朝鮮人元徴用工に、損害賠償を認める判決を下しました（大法院判決¹）。そして、強制動員を、日本の不法な植民地支配や侵略戦争の遂行に直結した日本企業の「反人道的な不法行為」とみなしました。そして、被害者に慰謝料請求権を認めたのです。

これにたいして、安倍首相は「国際法に照らせば、あり得ない判断だ」「毅然と対応していく」と、強く批判しました（2019年11月1日：衆院予算委員会）。

ここで大きな問題が二点、語られています。

一つは、韓国の被害者が日本企業に損害賠償を請求できるのか。

二つ目は、1910年の日本の韓国併合は、合法か反人道的な不法行為なのか。

二点目の問題は、1965年6月22日に締結され、12月18日に発効した「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」いわゆる日韓基本条約の時から問題になっていました。条約の第2条に「すべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される」とあります。こ

¹ 2012年に韓国大法院が新日鉄住金に対して元徴用工への補償を命じた判決。

の「もはや」をどう解釈するのか。日本は「韓国併合」は「合法」だったが、もはや無効になったという解釈でした。これに対して、韓国は当初より「不法無効」であったと解釈していました。その解釈が対立したまま条約がむすばれ、溝が埋められないまま半世紀以上が過ぎたのです。

一点目の賠償の問題ですが、条約の締結にあたって、韓国は賠償の請求権を放棄しました。そして、「請求権・経済協力協定」が結ばれました。「併合」を合法と主張してきた日本は「賠償」ではなく、あくまで「経済協力」として、有償無償5億ドルの支払い、10年間に1,080億円(3億ドル)以上の民間信用供与をきめています。

国と国とはこれで終わりましたが、問題は個人の被害はどうなるのか、強制動員や性暴力の被害者たちへの賠償も「放棄」されたのか、終わったのか、「経済協力」の中に含まれてしまうのかです。

大法院は「反人道的不法行為に対する請求権」はあると判断し、被害者の損害賠償の請求を認めています。日韓請求権協定は、日韓の民事的・財政的な債権債務を解決するもので、反人道的な不法行為に対する請求権は、協定の適用対象には含まれないとも述べています。これは韓国の判断ですが、日本はどう考えていたのでしょうか。

安倍首相は大法院判決を「ありえない判断だ」と批判しますが、日本でも1991年、すでに、個人の請求権を認めています。柳井俊二条約局長(当時)は、参議院予算委員会で清水澄子議員の質問に答えて、外交保護権は相互に放棄したが、「いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものではございません」と答弁しています(1991年8月27日)。

この前提には1991年3月26日の参院内閣委員会高島有終審議官の答弁がありました。高島審議官は、「日ソ共同宣言」で、日本政府は

賠償を放棄したが、シベリアに抑留されていた日本人の個人請求権は残っていると答弁していたのです。日本人被害者に個人請求権が残っているように、韓国人の被害者にも請求権が残っている——柳井条約局長の答弁は政府のこうした解釈に基づいたものです

1992年2月26日の衆議院外務委員会で土井たか子議員、3月9日の衆議院予算委員会での伊東秀子議員の質問にも、条約局長が同じ趣旨の答弁を繰り返しています。じつは、河野太郎外務大臣(当時)も、今回の大法院の判決結果を受けて、2018年11月14日の衆議院外務委員会で、穀田恵二議員の質問にたいして「個人の請求権は消滅したと、申し上げるわけではございません」と答弁しています。

話を聞いているうちに混乱してきそうですが、日本政府も「被害者は賠償を請求できる」と考えてきたことがわかります。

このギクシャクした日韓関係のはざままで、時にヘイトスピーチに曝されて生きる在日朝鮮人韓国人、彼らの痛みをすこしでも理解するために、今日はその法的地位と朝鮮植民地支配がどう清算されたのか、東京裁判とサンフランシスコ平和条約を軸に考えてみたいと思います、

■「菊のマーク」のパスポート■

東京外国語大学には多くの留学生や在日外国人が在籍していると思います。多国籍、多民族の人たちが共に学んでいる大学だと思えますので、まず、「国籍」の問題からはじめます。国内では自分の国籍のことなどほとんど意識しないでしょう。ここに日常的な差別や政府による制度的、構造的な差別の中に生きている在日コリアンなど在外外国人との溝、断絶があります。自分が「外国人」となって初めて見えてくるものがあります。

表紙に「菊のマーク」があるパスポートをもって国境・海境を越えると、「日本国」がついて回

ります。いやでも「日本人」であることを意識させられる場面に遭遇します。私の場合、1975年1月、インドネシアのバンドンにある大学に日本語教師として勤務したことでそうした体験をしました。飛行機に乗ったのもその時が初めてです。

前年の1974年1月、当時の田中角栄首相が東南アジアを歴訪、タイで反日運動がおき、日本商品の不買運動がありました。ジャカルタの空港に到着した田中首相を迎えたのは「反日デモ」でした。暴動がおこり、トヨタアストラ社が焼きうちされ、日本車に火がつけられたり川や運河に放り込まれたりしました。商社マンが「怒濤の如く進撃した」と語っていたほど、急激に日本企業が進出し、さまざまな摩擦、ひずみを生みだしていたのです。その1年後に、インドネシアの住人になりましたが、駐在している日本人も目立たないように行動し、**日本企業の広告も一部撤去されていました**。その中で、日本の留学生が、新入生歓迎会のような会でインドネシアの女子学生を殴ったことが新聞にでました。「日本」とは書いていませんでしたが、女性を差別する国から来たとあり、それだけで日本人だとわかるといわれました。

道を歩いていて、「アジノモト」などといわれることには慣れました。「キンペイタイ（憲兵隊）」「バッキヤロー」「ジョウトウ、ジョウトウナイ（上等、上等ない）」など、日本の軍政が残した言葉を投げかけられることもしばしばありました。これがかれらの記憶に残るニッポンでした。30年たってふたたびやってきた日本人の私に、記憶の中の日本語をぶつけたのです。過去の「ニッポン」を、相手から投げかけられるなかで、自分がその一員である「日本」という「国」を考えさせられました。

■「敵国人」となる■

平和な時代はこの程度ですみますが、国籍をもつ国と居住国が戦争状態になると、まったく状況は変わってきます。日本が宣戦布告した米国で、1939年にハーバード大学に留学していた鶴見俊輔さん——戦後を代表する知識人の一人ですが——は、日本がアメリカに宣戦布告した翌年の3月24日、3人のFBI（アメリカの連邦捜査局）の者が突然、部屋を入れてきて捜査し、連行され、ボストン移民局の留置場に収監されました。その前月の2月には移民局に呼び出され「敵性外国人」として「敵国民登録」をさせられ、取り調べを受けていました。（黒川創『鶴見俊輔伝』新潮社 2019年）

インドネシアの東部にあるアル諸島でも日本の真珠ダイバーが捕まっています。ここには明治の末から日本人ダイバーが出稼ぎに行っていました。アラフラ海で真珠貝（白蝶貝）を採っていたのです。私が会った栗林ジローは、ダイバーボートの上でオランダが日本に宣戦布告（1941年12月10日）したことを知り、逃げました。中には、逮捕され、オーストラリアのヘイの民間収容所に送られたダイバーもいます。

オーストラリア各地でも民間の日本人、日系人が「敵性外国人」として身柄を拘束され、警察などに拘留されています。トレス海峡にある木曜島では日本人が住んでいる地区全体が8日の朝、一瞬のうちに有刺鉄線で取り囲まれ、収容キャンプと化しています（村井吉敬ほか編著『海境を越える人びと 真珠とナマコとアラフラ海』コモンズ 2016年）。

逆の場合もあります。日本軍はインドネシアを占領すると、居住していたオランダ民間人で17歳以上の男女を、「敵国人」、「敵性国人」、「第三国人」にわけ、外国人登録と「誠意の宣誓」を義務づけました。発行された「外国人居住登録宣誓証明書」には、写真だけでなく指紋まで押されており、「常に所持するを要す」、すなわ

ち常時携帯が義務づけられていました。敗色が濃くなった1943年11月7日には「軍抑留者取扱規程」を定めて、敵国人を抑留所に収容しています。(H. L. B. マヒュー他『ジャワ・オランダ人少年抑留所』梨の木舎 1997年)

自分がパスポートを持つ国と滞在する国が、どういう関係にあるのか。国際化された現在もなお、国民国家がわたしたちにのしかかってきます。自国のありように関心を持ち、発言し、行動することが求められていることを、このような歴史が教えてくれます。

■「日本国民」とは■

その日本国籍はどうやって取得できるのでしょうか。日本に生まれたからではありません。昭和25(1950)年5月4日に公布され、7月1日から施行された国籍法2条には「出生の時に父が日本国民であるとき」とありました。日本国籍は「父が日本国民」である時にとれます。「父系血統主義」です。「母」には国籍を継承する権利がなかったのです。これは明治22(1889)年、包括的な国籍法として出された「民法人事編」からの男系中心の国家観を引き継いだものでした。

この国籍法が「父又は母が日本国民であるとき」と改正されたのは、昭和59(1984)年です。それまで戦後30年以上、父系で日本国籍を継いできました。それを実体的に示すのが戸籍でした。戦後、戸籍法が改正されて三代戸籍がなくなりました。現在は、妻と夫と未婚の子女が一つの戸籍に記載されます。婚姻届を出すと新たな戸籍が編成されますが、この時、夫か妻のどちらの氏を称するのか、届けます。「嫁行く」「入籍する」のではないのです。二人で新たな戸籍をつくるのです。

民法が改正された頃、赤松良子さん[1953年に労働省入省、1983年に労働省の初代婦人局長、1993年に文部大臣に就任]は、結婚

するとき[1953年]、どちらの姓を選択するか、ジャンケンで決めたという逸話があります。赤松さんが勝って、夫が赤松姓になったそうです。[実際には話し合いで決めたとのこと]。養子に入る場合を除いて、妻の氏を名乗るなど考えられなかった世代の人たちが、新たな選択をしたのです。

もう一つ、今、運動しているのは選択的夫婦別姓です。妻と夫が結婚後も改姓せず、それぞれが婚姻前の姓をなのれるようにする、こんな当たり前のことが戦後75年たった現在も実現できていません。

■国籍法の改正にむけて■

1970年代、この問題に直面したのは、国際結婚をした女性たちでした。出生届を出したところ受理されなかったのです。父が日本国民でなかったからです。「母」は何国人であっても、「父」が日本国民であれば、子供は日本国籍を取れますが逆は不可だったのです。

女性たちは国籍法改正の運動を始めました。この時、「女性差別撤廃条約」の批准を前に、条約に抵触する三つの国内法・国内措置が問題となっていました。その一つがこの国籍法です。ほかには雇用における女性差別、そして性別役割分業の固定化です。男女雇用均等法を制定し、家庭科を男女共修にし、国籍法を変えて、ようやく日本はこの条約を批准しました。そして、レジュメ[報告にあたってレジュメ配布]にあるように、国籍法は出生の時に父又は母が日本国民であるときに変わりました。

ラグビーワールドカップ日本代表のワンチーム、今年の流行語大賞ですが、出自の多様な「日本国民」が代表選手にいるのもその結果です。大坂なおみさんも日本国籍を選びましたが、国籍法では、21歳まで父と母の両方の二重国籍が可能です。彼女は19歳の時に日本代表として出場しています。父母両系の国籍法は、私

たちの国籍の考え方、ステレオタイプ化した日本人のイメージを変えています。

■交戦国は 34 か国■

国籍を明治以降の日本国家の歴史の中で考える時、もう一つ重要なのは植民地の視点です。韓国朝鮮から考えてみます。この地図[大東亜共栄圏総図『大東亜南方圏地図帳』]は、1941年、開戦当時の「大東亜共栄圏」を示しています。赤いところは日本の領土—朝鮮、台湾も赤く塗られています。早稲田の授業の時にこれを使ったところ、韓国人留学生が涙ぐんでいました。靖国神社でもこれと同じようなものを見たというのです。自分の国[韓国]が日本に支配されていた、その悔しさ痛みを持ってこの地図を見ていたのです。私は彼女の想いを想像もしていなかったのです。いまでも彼女の訴えを記憶しています。この教室にも韓国や台湾からの留学生がいると思います。一枚の地図、一枚の写真を見る時にも、どこまで相手の、あるいは被害者のこのような想像力がもてるのか、歴史認識にもかかわる問題です。

このような地図ですが、これから、日本が「満州」からインド、東南アジア、オーストラリアにおよぶ広大な地域を占領しようとしたことがわかってと思います。中国に侵略の軍隊を送っていた日本は、1941年12月からはこの広大な地域に軍隊を送り、英米を中心にオーストラリア、オランダそしてフランスなどと戦争をしました。英米蘭仏の植民地を奪取しようとした戦争、それがアジア太平洋戦争のもう一つの姿です。

漫画「ゲゲゲの鬼太郎」を読んだ人もいると思いますが、その作者水木しげるは、ここ[パプアニューギニアのラバウル]に送られていました。熱帯のジャングルの中で戦うことを強いられた水木の体験がああ漫画を生み出したのです。先週、お会いした人は、ここアンダマン・ニコバル諸島[インド東部のベンガル湾沖]で戦争をし

ていました。最後に日本に宣戦布告したのはソ連です。日本の交戦国は34ヶ国を数えています。これら地域には、いまも100万体をこす日本兵(日本人、朝鮮人、台湾人)の遺骸が残されています。

■「ポツダム宣言」受諾■

1945年8月14日、日本は米英中そしてソ連に「ポツダム宣言」の受諾を通告しました。これには「カイロ宣言」の履行、日本の主権と領土、日本の戦争犯罪を厳しく裁くこと、賠償を支払うなどの条項があります。今日は第10項の「我らの捕虜を虐待せるものを含む、あらゆる戦争犯罪はこれを厳しく裁く」という、戦争裁判の条項について話します。

日本の戦争犯罪を裁くことは、敗戦時にこのような形で通告されていました。この「宣言」にもとずいて、極東国際軍事裁判(東京裁判)とBC級戦争裁判と呼ばれる「通例の戦争犯罪」を裁く軍事法廷が開かれました。それは、日本国内だけでなくかつて占領していたアジア各地で開かれました。

極東国際軍事裁判(東京裁判)は、1946年5月3日、東京、市ヶ谷台の旧陸軍士官学校大講堂で開かれました。いまの防衛省の場所です。11カ国の裁判官が正面に着席し、対面には東条英機元首相ら被告28人がいました。この中に2人の元朝鮮総督と1人の元朝鮮軍司令官もいました。朝鮮総督南次郎(在任:1936年8月~42年5月)、南と替わった小磯国昭(同1942年5月~44年7月)そして、朝鮮軍司令官板垣征四郎(同1941年7月~1945年8月)です。3人に共通する訴因は、侵略戦争の共同謀議・侵略戦争の計画準備・侵略戦争の遂行、通例の戦争犯罪および人道に対する罪です。

弁護士席の塩原時三郎は元朝鮮総督府学務局長です。1937年8月に学務局長に昇進し、

「皇国臣民の誓詞」を制定(1937年10月)した責任者です。

個人弁論の段階では、南総督の証人に大野緑一郎元朝鮮総督府政務総監、小磯の証人に田中武雄元政務総監、板垣の証人に井原潤次郎元朝鮮軍参謀長が出廷して証言しています。法廷は、1928年1月以降の中国、英米蘭仏の植民地への侵略、日本軍の残虐行為(通例の戦争犯罪)を裁きましたが、朝鮮支配は審議の対象になっていません。朝鮮、台湾植民地支配は裁かれなかったのです。植民地支配の清算を欠いた戦後の出発です。

■裁かれた「通例の戦争犯罪」■

もうひとつの裁判は、横浜やシンガポールなどでおこなわれた裁判、BC級戦犯裁判とよばれる裁判があります。日本軍による「通例の戦争犯罪」を裁いた裁判です。32項目あります。集団殺害、組織的テロ行為、一般民衆の拷問、強姦、略奪、非人道的な状態での一般民衆の抑留、財産没収、捕虜の虐待などです。

軍事法廷は、国内は横浜一か所ですが、日本が占領していた「大東亜共栄圏」各地で開かれています。法廷が開かれた場所をあげていくと、北京、瀋陽、済南、南京、上海、漢口、徐州、太原、広東、香港、台北、マニラ、サイゴン、メイヨウ、ラングーン、アロルスタアー、ペナン、タイピン、クアラルンプール、タンジュンピナン、シンガポール、ジョホールバル、メダン、バタビア、ポンティアナック、ラブアン、ジェッセルトン、バリックパパン、バンジャールマシン、マカッサル、クーパン、メナード、アンボン、モロタイ、ホーランドディア、ウエワク、マヌス、ラバウル、ダーウイン、グアム。

これらの地域で日本軍が行った残虐行為が裁かれたのです。裁いたのは、植民地に戻ってきた連合軍、具体的には、イギリス、アメリカ、オランダ、フランス。そして、オーストラリア、

中華民国、フィリピンも法廷を開いています(このほかに、中華人民共和国とソ連の裁判があります)。

裁判件数は2,244件、起訴人員は5,700人に及びました。有罪になった者は4,403人(朝鮮人148人・台湾人173人を含む)、このうち920人が死刑を執行されています。

ここで注目したいのは有罪者の7.29%が旧植民地出身者ということです。この中に捕虜の監視員をしていた朝鮮人、台湾人軍属がいます。連合軍は戦争裁判に関する限り、朝鮮人、台湾人は「日本人」として裁くと取り決めていたのです。植民地支配を裁かなかった連合軍は、朝鮮人台湾人を「日本人」として扱ったのです。

朝鮮が解放され、独立したにもかかわらず、〈日本人として罪に問われ、日本人として死刑〉になった朝鮮人は23人います。自分の〈死〉をどう自分にどう納得させたのか、誰のため何のための死か……、苦悩のなかで絞首台にのぼったのです。

■朝鮮人の国籍と戸籍■

朝鮮人の国籍ですが、植民地統治下で朝鮮人は日本国籍を持つとみなされました。国籍法を施行したのではなく、「慣習と条理」で、みなしたのです。日本国籍の在日朝鮮人の男子は、戦前、選挙権・被選挙権を持っていました。

1945年12月、衆議院議員選挙法が改正[改正衆議院議員選挙法]されました。初めて女性の選挙権・被選挙権が認められたことは、岩波の近代日本総合年表などにも書いてあります。しかし、この「附則3」には、戸籍法の適用を受けない者の選挙権及び被選挙権は当分の間、停止すると書いてありますがこれに気付く日本人は少なかったと思います。

「戸籍法」の適用を受けない者とは、具体的には朝鮮人、台湾人をさしていました。植民地だった「外地」に本籍が置かれていたかれらに

は、日本(内地)とは、法制上異なる戸籍法規が適用されていました。日本人は、内地戸籍²の日本人、朝鮮人は「朝鮮戸籍」の日本人、台湾人は台湾戸籍の「日本人」というように、「内地戸籍」、「朝鮮戸籍」、「台湾戸籍」の三つの戸籍に分けられていました。先ほどの改正衆議院議員選挙法は、この戸籍を利用して、朝鮮人・台湾人男子の選挙権及び被選挙権をなく奪したのです。

■「内鮮結婚」と戸籍■

先ほど国際結婚の話をしました。日本の統治時代にも朝鮮人と日本人の結婚がありました。政府が政策的にすすめた「内鮮結婚」もありました。「内」は内地、「鮮」は朝鮮の意味です。旧民法では婚姻届けをだすと、女性は親の戸籍から出て、男の戸籍に移ります。相手の家の籍に入る、文字通り「嫁」になったのです。朝鮮人男性と結婚した日本人女性の場合は、内地戸籍から夫の朝鮮戸籍に移りました。

私が会った女性は、敗戦後、日本に戻ろうとしましたが、入国が認められませんでした。朝鮮戸籍の彼女は、朝鮮人だということです。離婚して内地戸籍にもどした彼女は、子どもを連れて日本に帰りましたが、子どもは夫の朝鮮戸籍に入ったままでした。成人したかれが戸籍謄本を取ろうとして、自分が朝鮮戸籍にあることがわかりました。それだけでなく、3歳の時に母親に連れられて日本に戻ったかれは、不法入国し不法残留していたということです。かれは退去強制処分が出ましたが、日本人の妻と子どもがいたので、のちに特別在留資格をもらうことができました。植民地と本国の関係も、ジェンダーの視点から見ていくとこのような問題が出てきます。

国籍、戸籍の問題はともすれば見過ごしがち

ですが、日本国家は、戸籍と国籍で私たちを管理しています。国家に統合するとともに、国家から排除もする。法律に「排除する」などとは書かなくても「戸籍法の適用を受けざる者」とさりげなく書くだけで、在日朝鮮人の「選挙権」が奪われたのです。

憲法発布の前日(1947年5月2日)、昭和天皇の最後の勅令として「外国人登録令」が公布・施行されました。この時は「台湾人および朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間、これを外国人とみなす」とあります。日本人だけでなく外国人とみなすというのです。そして、外国人として登録させられ、「外国人登録証明書」の常時携帯義務と提示義務が課せられたのです。

1952年4月28日、サンフランシスコ平和条約が発効し、日本は独立します。これに先立って4月19日、村上朝一法務府民事局長は「朝鮮人及び台湾人は、内地に在住している者を含めてすべて日本の国籍を喪失する」との通達をだしています。

在日朝鮮人の日本国籍はこうして一方的に剥奪されたのです。この時、「内鮮結婚」した日本女性も日本の国籍を喪失しています。

サンフランシスコ講和体制——冷戦の中の講和

■賠償から経済協力へ■

敗戦後、アメリカの「初期対日方針」(1945年9月22日)は、平和的日本経済、占領軍への補給のために必要でない物資や資本設備・施設を引渡すように指示していました。

占領を開始すると、日本の戦争能力を将来にわたって徹底的に除去するために、厳しい賠償

² 内地とは、大日本帝国憲法下の日本(大日本帝国)において、行政及び法律上、日本の本土(本国)とされた地域のこと。大日本帝国憲法下では、帝国内の「日本臣民」に対して一元的に戸籍法が適用されず、家の所在地(本籍)を基準として「内地戸籍」、「朝鮮戸籍」、「台湾戸籍」というように地域別の戸籍制度が実施された。

の取り立てを行おうとしました。それは「制裁、復讐、懲罰の色合いの濃い、戦争中の反日感情を反映した厳しいもの」（外務省）でした。これが全面的に実施されていたら、日本の工業生産力は1928～33（昭和3～8）年程度の水準にまで引き下げられていたといわれています。

その後、極東委員会（Far Eastern Commission: FEC）も、中間賠償の計画案をまとめていますが、アジアの冷戦が激化するなかで、アメリカの対日管理政策が変化します。日本の非武装化から経済の自立へと変わっていききました。1949年5月には、極東委員会もこれまで実施されていた中間賠償取り立の中止を声明しています。

1950年6月、朝鮮戦争が勃発すると、GHQは、日本の再軍備、経済復興へおおきく政策を変更し、警察予備隊が発足し、旧軍の軍人の追放が解除されています。

11月24日にはアメリカ国務省は「対日講和7原則」をだして、すべての交戦国に賠償請求権の放棄をもとめました。しかし、フィリピンやインドネシアなどアジアの被害国が反対しました。そこで、賠償支払いの四条件（存立可能な経済の維持、他の債務の履行、連合国の追加負担を避ける、外国為替の負担を日本に課すことを避ける）を決め、支払いを「役務」という方式に限定しました。賠償金を払うのではなく、賠償の枠のなかで、日本企業が現地でダムや道路をつくり、工場やビルをつくるというものです。この役務、生産物供与、加工賠償という方式は、アジアの賠償要求をある程度みだし、日本の生産力をたかめ、アメリカのアジアにおける安全保障強化案ともなる一石三鳥の利益を追求した賠償支払でした。これは、冷戦の中で「我国にとってかなり有利な形」と、外務省が述べているようなものでした。この方式が日韓条約にも適用されたのです。

例外は、連合国の元捕虜です。連合国の元捕虜は賠償支払いを強硬に主張していたので、

日本の在外資産を売却して、一人一人に賠償金を支払っています（16条）。

■戦犯の拘留は続いた■

1951年9月、サンフランシスコで開かれた対日講和会議には、中華人民共和国と中華民国、朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国は招請されていません。49か国が調印しています。日本は誰と戦争をし、誰と講和条約を結んだのか、これは外務省のHPにも出ているので機会があったら調べてください。なぜ、フィリピンやインドネシアやベトナムやセイロンが参加できたのか（第25条）、韓国や中国が参加を拒否されたのか。戦争裁判で植民地支配を不問にふしたように、平和条約でも日本の植民地問題は解決されませんでした。

1952年4月28日、サンフランシスコ平和条約が発効しました。

条約で戦犯の一括釈放は認められませんでした。条約11条には、日本は極東国際軍事裁判所とBC級戦争裁判の判決を受諾し、日本国で拘禁されている、これらの法廷が課した刑を執行するとあります。日本政府が「日本国民」の刑の執行を引きついだのです。戦犯の拘禁は続きました。

スガモプリズンは、日本の管理に移り、巢鴨刑務所と名前をかえました。ここには、アメリカ、イギリス、オーストラリア、オランダの裁判で裁かれた朝鮮人、台湾人も収容されました。戦争裁判に関しては、朝鮮人、台湾人は「日本国民」として裁かれたことは先ほども述べた通りです。しかし、4月19日の民事局長通達では、条約の発効とともに朝鮮人は日本国籍を失うとありましたから、「日本国民」でなくなったかれらは、当然、釈放されると思いました。しかし、罪を犯したときに日本国民であった者は、その後の国籍の変更にかかわらず、刑の執行は続けられる、これが裁いた国の解釈でした。日本政府も

それに従い朝鮮人・台湾人戦犯たちは釈放されませんでした。

■「戦犯は犯罪人ではない」■

1952年5月1日、法務総裁の見解が変わります。これまでは「軍事裁判により刑に処せられた者は、日本の裁判所においてその刑に相当する刑に処せられた者と同様に取り扱うべきものとする」というものでした。

これが、この解釈はもともと総司令部当局の要請に基づいたものであり、平和条約の発効とともに撤回されたものとするのが相当と思料されると、昭和27年5月1日、条約発効から3日目に法務総裁は通牒をだして戦犯は国内法上の刑に処せられた者と同様には扱わない、すなわち「戦犯は犯罪人ではない」との見解を各省庁関係機関に徹底を図ったのです

裁いた国は戦争犯罪人として扱っていますが、国内法では犯罪人ではないということになり、刑死は、公務死・法務死へと言い換えられていきます。

■援護法の制定■

これからみてもらうビデオのテーマですが、主権を回復すると政府はすぐに「戦傷病者戦没者遺族等援護法」を制定(1952年4月30日)し、4月1日に遡って適用しました。しかし、付則第2項で戸籍法の適用を受けない者については、当分の間適用されなくなっていました。ここでも「戸籍」を使って、朝鮮人や台湾人の戦傷病者や遺族を排除していました。

日本は朝鮮に徴兵制をひき、台湾にも徴兵制をひいています。戦争で戦ったのは、日本人だけではなく朝鮮人や台湾人もいました。同じように、アジアで戦ったアメリカ極東陸軍は、フィリピン人兵士が編入された米比軍です。マレー半島で戦ったイギリス軍は英印軍です。イギリス人、

インド人、マレー人もいました。英米の軍隊は、宗主国と植民地の人で編成された軍隊でしたが、同じように、日本の軍隊も朝鮮人、台湾人を編入した軍隊でした。帝国国家間の戦争に、植民地の人たちが動員されていたのです。

戦後、イギリスもアメリカもオランダもこれら植民地の人たちを援護法から排除していません。植民地出身兵士たちにもそれぞれ年金や恩給を支給しています。インドネシアで会ったオランダ人、オランダとインドネシアのダブルの元兵士アントン・クロムリンさんは、長崎で被爆していますが、造船所のドックの中にいたので一命はとりとめましたが、かれは、戦後、インドネシアに戻り、私たちが会った時はオランダからの年金で暮らしていると話していました。しかし、日本軍に編入された朝鮮人や台湾人の軍人・軍属たちは、国籍と戸籍で、戦後、援護措置から排除されたのです。

国籍戸籍に翻弄された元朝鮮人傷痍軍人たちの訴えを聞いてください。

* * *

大島渚のドキュメンタリィ

『忘れられた皇軍』を上映

* * *

■植民地出身者を排除した「援護法」■

大島渚監督の最後のメッセージは強烈です。「今この人たちは何も与えられていない。私たちは何も与えていない。日本人たちよ、私たちよ、これでいいのだろうか。これでいいのだろうか」。

大島が描いた彼らは、その後、どうなったのか、少し説明します。政府は法律の条文を変えるのではなく、かれらに日本国籍を取る、すなわち帰化すれば、日本人と同じように年金を支給するという省令を出しました。帰化（日本国籍取得）した人もいましたが、それは筋が違くと、国籍を取らなかった人もいました。この人たちには何の補償もありませんでした。

1990年代、元慰安婦だった金学順さんがカミングアウトして、いわゆる「慰安婦問題」が大きな社会問題になりました。日本政府が積み残してきた戦後未処理、とくに植民地支配の未清算が大きな問題となり、戦後補償の運動が大きな盛りあがりを見せました。ようやく、気が付いた日本の市民たちが、被害者の訴えに応えようと動き出したのです。

この時、この映画に出ている石成基さんたちが「援護法障害年金支給拒否決定取り消し訴訟」（1992年）に起こしましたが、2001年4月、最高裁はこの訴えを棄却しました。

■民間の被害者にも補償はない■

映画の中で徐洛源さんの連れ合いが失明していたことがでていました。東京大空襲で多くの日本の民間人が家を焼かれ、亡くなり、彼女のように怪我や障害を持った人がいます。私の叔母の一家も東京深川に住んでいて、全焼しています。これら民間人の被害にも日本政府は補償していません。今、被害者が日本政府を相手に裁判をおこし、補償法を作る運動をやっています。

一方、1953年8月1日、サンフランシスコ平

和条約が発効した翌年、軍人恩給が復活します。対象は「日本国民」です。職業軍人などあの戦争を遂行した人たちへの補償の体制が整えられていきましたが、民間人や植民地出身者はここから排除されていったのです。こうした扱いが私たちの気が付かないところで行われてきました。そして、現在もなお問題が積み残しにされています。

アジア太平洋戦争が終わって以降、日本は朝鮮植民地支配をいつ、どのような形で清算したのか。東京裁判、BC級戦争裁判では、植民地支配が取り上げられなかったことはすでに述べました。サンフランシスコ平和条約に、大韓民国は参加を認められませんでした。1965年の日韓条約の問題点もはじめに話したとおりです。平和条約を締結したとき、アメリカのもう一つの大きな目的である日米安全保障条約が締結されました。これで沖縄が日本から切り離され、長い間、米軍政下におかれたことは知っていると思います。本土復帰後の現在も、広大な米軍基地を押し付けられており、辺野古で反対運動が続いています。

沖縄、アジアからの補償要求は、1952年のサンフランシスコ講和体制が積み残してきた問題です。「平和」の中に生きているからこそ、私たちは、被害当事者の声を聞き、何が問題なのか、被害者に寄り添いながら、問題を解決していかねばならないと思います。今なら、私たちが努力をすればまだできると思います。実際、今、多くの人たちがこうした問題の解決に取り組んでいます。

被害者の視点から考えていく—私たちには見えないが、差別され、抑圧された人には、これがよく見えます。抑圧された小さな民、その視点から問題を考えることが必要だと思えます。

質疑応答

[内海] レジューメの部分は読み上げなかったり、省略したりしたのでわかりづらかったと思います。質問にお答えする形で補足できればと思いますのでよろしくお願いいたします。

* * *

Q: ご講演ありがとうございました。私はジェンダーを研究しており、今日はそういう学生たちも参加しています。植民地問題に関しては、今、ずいぶんお話しされたと思いますが、**東京裁判の限界と日本の自主裁判**に関して、ジェンダーの視点も大変重要だと思うので、その点から内海先生にぜひ説明していただければと思います。

A: 東京裁判では、天皇が裁かれなかったこと、植民地支配も審議から落ちていたことはすでに申し上げましたが、ジェンダーの視点からも多くの問題がありました。

東京裁判に提出された性暴力関係資料は、被害全体から見たときごく一部です。国際検察局 (IPS) が提出した証拠書類 (公文書、尋問調書、未提出証拠) の中から性暴力関連証拠の中から一部を『資料 東京裁判と性暴力』(現代史料出版 2011年) に収録しておきました。中国における性暴力資料10点、フィリピンでの7件、ビルマ1件、香港3件、アンダマン・ニコバル1件、オランダ領東インド(ポルトガル領ティモールを含む)9件、フランス領インドシナの9件の資料です。

裁判では検察官は、日本軍の性暴力を21地域(シンガポール、ビルマ&タイ、台湾、ジャワ、アンダマン&ニコバルなど)に分けて、証拠書類を出しています。たとえばフィリピンの場合、証拠書類は35件ありますが、法廷では殺人や放火、強奪といった民間人への犯罪に包含されて扱われています。そのため、強かん事件として

独立して証拠が提出されているのは6件にすぎません。これは、検察側が捕虜虐待を重視し、性暴力を殺人や拷問放火といった残虐行為の証拠をその下位に位置づけていたからと考えられます。

たとえば中国山西省での日本兵士が赤裸々に語った加害の体験によると、朝鮮人女性を主体とした「慰安所」の管理された組織的性暴力があり、その外側にむき出しの暴力による大規模な中国人女性への強かんがありました。中国における戦時性暴力は「慰安所」と強かんがセットになって広がっていたのです。その「慰安所」も軍が管理する常設のもの、「巡回慰安婦」の到着を待って臨時に開設されたもの、民間業者によるものなどがありました。

先の資料集は、性暴力が女性の人権に対する侵害であり、重大な戦争犯罪との認識が希薄だったことから、性暴力事件の実態や発生要因を深く掘り下げることをせず、その他の残虐行為に「付随」して生じた事件として扱った結果だと考えられると指摘しています。

同じような構造は、東南アジアにもありました。ビルマやフィリピン、マレー、インドネシアの各地にも朝鮮人女性が連行されていたことは当事者の証言で明らかになっています。大東亜共栄圏の各地で繰り返された性暴力は、そのほんの一部しか、戦争裁判では取り上げられませんでした。こうした限界はあります。

その中で裁かれたのが、連合国民間人女性への強制売春です。インドネシアのスマラン慰安所事件はその一つです。敵国人として抑留所に収容されていたオランダ人女性を連行して「慰安所」を開設したのです。これは捕虜の取り扱いを決めたジュネーブ条約に違反していたので、短期間で閉鎖されましたが、戦後、関係者がバタビア裁判で裁かれ、一人が死刑になっています。

同じ女性への暴力でも、「白人女性」への性暴力は一部ではあれ、戦争犯罪として裁かれま

したが、朝鮮人、台湾人女性への性暴力、「慰安所」への連行は、まったく裁かれていません。植民地支配と女性差別の重層構造が、ここにも貫かれていました。

大隊規模の軍隊が駐屯していたところでも慰安所があったと、インドネシアで村の人から聞かされました。「慰安所」とむき出しの暴力という二重三重の構図は、アジアの各地でもありました。現在、インドネシアの被害者の体験を聞き取っている日本人研究者もいます。しかし、これまで住民の性暴力被害もほとんど取り上げられませんでした。戦争裁判はジェンダーの視点が弱かったと言わざるを得ません。

日本軍は中国での強かんなど悪質な性暴力の多発を知っていました。その軍隊が東南アジアへと送り出されたのでアジア各地で同じようなことがくり広げられたのです。悪質な軍規違反に対処するため陸軍省は1942(昭和17)年2月20日に「陸軍刑法」を改正しています。大山文雄陸軍省法務局長は、南方占領地を視察し、悪質な軍紀違反、なかでも「最も多発せるは強かんにして掠奪これにつき軍用物棄毀第三位を占め」ていたと指摘しています。そのため「陸軍刑法」の改正に乗り出します。これまでは、強かんだけの条項はなく、「掠奪した時に、婦女を強姦したる時は無期または7年以上の懲役に処す」というものでした。略奪と強かんをあわせて考えています。しかも親告罪でした。これを「戦地又は帝国軍の占領地に於いて婦女を強姦したる者は無期または1年以上の懲役に処す」とし、しかも非親告罪、すなわち被害者だけでなくその目撃者も犯罪事実を告発することが可能になったのです。

それでも実際に裁かれたのはごくごく少数でした。(内海愛子・高橋哲哉責任編集『戦犯裁判と性暴力』緑風出版 2000年)

* * *

Q: 本日はどうもありがとうございました。それで内海先生が研究されている**BC級戦犯**の話があまり出てこなかったと思うのですが、東南アジアにおけるBC級戦犯の扱いについてはどうお考えでしょうか。「忘れられた皇軍」で、日本の朝鮮人軍人・軍属の話はありましたが、海外における朝鮮人のBC級戦犯も、日本の戦争責任、植民地支配責任において深い意味があるのではないのでしょうか。説明いただけるとありがたく思います。

A: ありがとうございます。

先ほどもふれたように連合国は日本の戦争犯罪のなかでも捕虜虐待を重視していました。東京裁判に検察側が提出した証拠書類2,282件のうち約680件が捕虜虐待に関連する証拠書類でした。南方作戦が一段落した1942年3月、日本軍は30万におよぶ連合国兵士を捕虜にしていました。大量の捕虜を抱えた日本軍は、その中からアジア人兵士、すなわち連合国軍隊の植民地兵であるインド兵やフィリピン兵やインドネシア兵を解放しました。解放してまた捕まえて労務者として使ったところもありますが……。

残る13万人からの「白人捕虜」は、日本が準用を約束した捕虜の取り扱い定めたジュネーブ条約に則って処遇をしなければなりません。そのため、捕虜収容所を東南アジア各地につくりました。その監視員として集められたのが朝鮮人、台湾人軍属です。

ジュネーブ条約には捕虜の処遇に関する細かな規定があり、労働も処遇も決められています。将校は、自発的に働く以外に、労働をさせてはいけないなどです。しかし、13万人もの捕虜を三食支給して遊ばせておく余裕のない日本は、「将校といえども無為徒食せしめず」との方針で、将校をも労働に使役します。日本国内には

3万2400人もの捕虜がシンガポールなどから輸送されてきました。炭鉱や港湾や工場などで働かせられた彼らは、戦後、その処遇、虐待を追及しています。国内では横浜裁判がこれを集中的に裁いています。横浜法廷では327件の裁判がありましたが、捕虜収容所関係が242件、その他、九大生体解剖事件やテレビドラマ「私は貝になりたい」のテーマになったB29搭乗員殺害などの捕虜関係の事件が裁かれています。日本国内に朝鮮人監視員はいません。

朝鮮人軍属約3,000名が送り出されたのは東南アジア、具体的にはタイ、マレー、ジャバに作られた捕虜収容所です。飛行場、鉄道、道路建設などに使役される捕虜を収容する収容所の監視という仕事です。映画『戦場に架ける橋』の舞台になったタイとビルマ間の鉄道：タイメン鉄道に捕虜が使役されました。5万5000人からの捕虜を熱帯のジャングルに投入したのに、野戦病院も作れなかった、奥地には医薬品はもちろん食料も十分に搬入できないところもありました。1万人以上の捕虜が死亡しています。

雨季のジャングルでも建設をいそぐ鉄道小隊は捕虜の数をそろえるように督促してきます。捕虜収容所は鉄道隊と協力関係にあり、のちにはその下に「配属」されましたから、何が何でも捕虜の数をそろえなければなりません。そのため症状の軽い捕虜も労働にだしたのです。ヒントクという最大の難所では、捕虜の軍医と監視員が労働に出す捕虜の数をめぐって緊張し、時には対立しました。捕虜たちの憎しみは、鉄道小隊だけでなく、労働を強制し、食糧や医薬品の支給も十分にしない収容所にも向けられました。捕虜を使ったのは鉄道隊ですが、その管理が捕虜収容所の仕事です。日本人将校、下士官とともに朝鮮人監視員がその任務にあたったのです。捕虜収容所は、日本軍組織の中でも朝鮮人や台湾人軍属が数の上で編成の中心になっている組織です。それだけ兵員が不足していたとも言えます。

インドネシア東部のサンゴ礁に飛行場をつくりましたが、ここにも捕虜が投入され、多くの死者を出しました。スマトラの縦断道路建設にも捕虜が使役されました。その監視を朝鮮軍属が行ったのです。

東京裁判の判決には、アメリカや英連邦兵士で日本軍の捕虜になった者の27%が死亡したとあります。戦犯追及は、「ポツダム宣言」にも特記されるほど捕虜虐待が重視されていました。その現場で日々、捕虜と対峙していたのが収容所の日本人、朝鮮人、台湾人軍属だったのです。彼らの憎しみは目の前のかれらに向けられました。日々、敵対する者が対峙しているのですから、殴ることもあった、拷問もありました。オランダは捕虜収容所や民間人を抑留した軍抑留所を「組織的テロ団体」とみなし、全員拘束し、首実検、証言などで戦犯容疑を割り出し、逮捕しています。

朝鮮人戦犯148人のうち129人は元捕虜の監視員です。あとは朝鮮の龍山警察署巡査部長宋甲信、フィリピン俘虜収容所長洪思翊中将（絞首刑）、フィリピンの第30師団歩兵77連隊崔元溶兵長がいます。中華民国裁判でも16人が戦犯になり、8人が死刑となっています。

朝鮮人戦犯の死刑は23人ですが、そのうちの14人が捕虜監視員です。かれらは「日本人」として裁かれ、シンガポールやジャカルタで死刑が執行されました。有期刑の者は、サンフランシスコ平和条約の発効をまえに、東京のスガモプリズンに送られてきました。

先ほども述べたように、日本は条約で連合国の戦争裁判の判決を受け入れ、日本政府が戦犯を管理することになりました。朝鮮人は日本国籍がなくなったにもかかわらず、「日本人」として、巣鴨刑務所に拘留され続けました。出所すると、今度は「外国人」だからと外国人登録をさせられました。そして、日本人戦犯たちが受け取っていた援護の措置からは、「日本人ではない」と排除されました。元BC級戦犯の李鶴

来さんは、今95歳ですが、日本政府に補償を求めて、いまだに運動を続けています。日本人として戦争に動員され、戦犯になり、戦後も10年近く巣鴨刑務所に収容されました。出所すると今、話したように、今度は外国人だと「外国人登録」をさせられ、政府の援護措置から排除されました。日本人だ、朝鮮人だと、国籍や戸籍を使い分けて自分たちを排除してきた政府の理不尽な処遇に怒り、謝罪と補償をもとめたのです。何よりも、「日本人」として絞首台に登った「仲間」、その死は誰のため何のための死だったのかを問い続けています。中には遺骨もいまなお故郷に帰っていない人もいます。李さんは、こうした死者の想いを背負って、人間としての尊厳を回復するための闘いを続けています。(内海愛子『朝鮮人BC級戦犯の記録』勁草書房1982年、のちに岩波現代文庫；李鶴来『韓国人元BC級戦犯の訴え』梨の木舎2016年)

アジア・太平洋戦争は植民地の人たちを巻き込んだ戦争です。徴兵徴用された朝鮮人は24万とも37万人ともいわれています。戦後の民主主義、わたしたちはまがりなりにも平和を享受してきましたが、そこから抜け落ち、排除された人々の存在がようやく見えてきたのは1960年代後半、70年代です。大島渚のドキュメンタリーの名も大きかったと思います。

戦後処理のあり方、排除され抜け落ちた植民地支配の清算などを一つ一つ考え、被害当事者が何を望んでいるのか、どうすればいいのかを考え、日本の市民たちは、被害者をサポートしながら、日本政府への補償要求や裁判だけでなく、韓国での裁判闘争を続けてきました。在日朝鮮人韓国人、日本人、韓国人が一緒にやっています。植民地支配の未清算の問題、これに気が付いた人たちが、被害者の声を受け止めながら運動しているのです。

加害責任に向き合うという言葉があります。そんなに単純ではありませんが、日本の市民が

被害者と一緒に活動しています。学生の皆さんがこうした歴史事実を知らないのは当然でしょう。しかし、それに気がつくきっかけはあります。それが授業であり、こういう場だとも思います。気がつき、知った以上、それに対してどう向き合うのか、それを考えていけば、一つ一つ前に進むことができる、私は思います。ゆっくりでもいい、あせらずあきらめずしつこく問題にかかわり続ける——私がかかわっている朝鮮BC級戦犯の運動も40年も問題が解決していません。それは問題ですが、それでもかかわり続け、当事者の証言を聞いていく中で、今日のような皆さんとの出会いもあります。研究や運動は、志を同じくする人との出会いをつくります。あきらめずに続けていきましょう。



東京外国語大学海外事情研究所 講演記録集 1
TUFS Institute for Global Area Studies
Collection of Lectures and Related Papers
No.1

東アジア 歴史とその和解を考える
—東京裁判とサンフランシスコ平和条約の視点から—

発行日：2020年3月31日

著者：内海愛子

編者：菊池陽子

ISBN: 978-909866-03-5

発行所：東京外国語大学海外事情研究所
TUFS Institute for Global Area studies

〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1

電話：042-330-5405

<http://www.tufs.ac.jp/common/fs/ifa/index.html>

東京外国語大学海外事情研究所講演記録集 1

ISBN: 978-909866-03-5



Lectures

Tokyo University of Foreign Studies,
Institute for Global Area Studies

<http://www.tufs.ac.jp/commons/fs/ifa>